

船舶保安規程の審査、船舶警報通報装置等の設置等の検査  
(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第1項)

(1) 登録基準

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律  
(船級協会の審査及び検査)

- 第二十条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶保安規程の審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施についての検査を行う者として登録する。
- 2 前項の規定による登録を受けた者(以下単に「船級協会」という。)が船舶保安規程についての審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施についての検査を行い、かつ、船級の登録をした国際航海日本船舶(旅客船を除く。)は、当該船級を有する間は、当該船舶保安規程について第十一条第四項の承認を受け、かつ、国土交通大臣による第十二条、第十四条又は第十五条の検査の結果、第十三条第一項各号に掲げる要件を満たしていると認められたものとみなす。
- 3 船級協会が前項の検査を行い、かつ、船級の登録をした国際航海日本船舶(旅客船を除く。)は、当該船級を有する間は、国土交通大臣による第十七条第一項の検査の結果、同条第二項各号に掲げる要件を満たしていると認められたものとみなす。
- 4 前二項の国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程の写しを添付した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により登録の申請をした者(以下「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。
- 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであること。
  - 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであること。
    - イ 船舶に係る保安の確保に関する業務について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。
    - ロ 船舶に係る保安の確保に関する業務について六年以上の実務の経験を有すること。
    - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
- 三 登録申請者が、船舶の所有者又は船舶若しくは船舶警報通報装置等の製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者(以下この号において「船舶関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。
  - ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員)に占める船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。
  - ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。
- 四 登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 日本の国籍を有しない人
  - ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
  - ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
  - ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員(三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの)
- 6 船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項の審査及び検査又は第三項の検査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三

項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに第二項又は第三項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。

○船舶安全法

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 (略)

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 (略)

※なお、本制度においては、上記の登録基準を満たす方であれば、誰でも登録を受けることができます。

(2) 登録法人

法人の名称：一般財団法人 日本海事協会

登録時期：平成16年 8月

法人の連絡先：〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7

登録の理由：基準に適合しているため

(3) 登録基準に関する問合せ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額	1 船舶保安規程の承認
	初回承認 132,300円
	改訂承認 66,150円
積算根拠	2 船舶保安規程の承認
	初回審査 132,300円
	更新審査 132,300円
	中間審査 110,250円

積算根拠

1 船舶保安規程の承認
初回承認 74,749円(人件費) + 57,551円(物件費) = 132,300円
改訂承認 37,380円(人件費) + 28,770円(物件費) = 66,150円
2 船舶保安規程の承認
初回審査 74,749円(人件費) + 57,551円(物件費) = 132,300円
更新審査 74,749円(人件費) + 57,551円(物件費) = 132,300円
中間審査 62,296円(人件費) + 47,954円(物件費) = 110,250円

手数料の額は、検定対象物件ごとに、検定等事務に係わる役職員の人件費、物件費(光熱費、事務費その他の諸経費)の合計として設定されている。※この他に旅費(実費)等を請求

## 船級協会の登録の手引き

本手引きは、申請者が申請に必要な書類等を作成する際の参考となるように作成したものであり、申請者に対して義務付けるものではありません。関係する法令等の規定に従い、必要な事項が記載されていれば、本手引きによらず申請して頂くことができます。

### I. 船級協会の役割

船級協会は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項に基づいて、船舶保安規程の審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施についての検査（以下「検査」という。）を実施する機関です。

### II. 登録の条件

登録は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により行います。船級協会の登録条件は、下記 1 の登録の基準を満たし、かつ、2 の欠格事項に該当しないことです。

#### 1. 登録の基準（法第 20 条第 5 項）

船級協会の登録基準は、法第 20 条第 5 項に次の内容が規定されており、各項目を満たさなければなりません。

（1）次に掲げる機械器具その他の設備を用いて検査を行うものであること。（国際法別表第一）

- 一 電圧計
- 二 電流計
- 三 周波数計
- 四 高周波電力計
- 五 シンクロスコープ
- 六 スペクトル分析器
- 七 絶縁抵抗計

（2）次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査を行うものであること

- ①船舶又は法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、次表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ次表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。（国際法別表第二）

学歴	年数
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除	一年

く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学(以下「大学等」という。)において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	二年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	四年

②船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。

③イ又はロに掲げる者と同等(外国の学校等を卒業した者等)以上の知識経験を有すること。

(3)登録申請者が、船舶関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

①登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検査に係る業務を行おうとする者である場合にあっては外国における会社法の親法人に相当するものを含む。以下同じ。)であること。

②登録申請者の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)にあっては、業務を執行する社員)に占める船舶関連事業者の役員又は職員(過去2年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

③登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、船舶関連事業者の役員又は職員(過去2年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

2. 欠格事項(船舶安全法(以下「安全法」という。)第25条の47第2項及び法第20条第5項第4号)

船級協会の欠格事項は、安全法第25条の47第2項及び法第20条第5項第4号に以下の内容が規定されており、各項目のいずれかに該当する者は、登録を受けることができません。

(1)法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

(2)法第25条の58第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。

(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち前(1)(2)のいずれかに該当する者があること。

(4) 登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

### Ⅲ. 登録申請の手続き

船級協会の登録の申請をしようとする者は、登録申請書(様式1)に【提出書類一覧】にある添付書類(船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号。以下「規則」という。)第47条第2項)等を添えて、国土交通大臣に対して申請を行ってください。提出先、提出部数等は、「Ⅹ. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

また、登録免許税法(昭和42年法律第35号)の規定により、新規に登録を受けた場合(ただし、登録の更新を除く。)には、登録につき課されるべき登録免許税の額(9万円)に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出する必要がありますので、登録後指示を受けてください。

注1) 申請書提出後、船級協会登録簿に登録が行われるまでの間で、申請書等の記載内容の変更があった場合(事前にその事実がわかった場合は、その時点で)、速やかに連絡の上、指示を受けてください。これを怠って指定を受けた場合は、その内容によっては、不正の手段により登録を受けた場合に当たるとして指定の取り消しを行うこともあり得ます。(安全法第25条の58第1項)

注2) 提出された申請書等の申請書類は、船級協会の審査に利用するものです。申請書類の個人情報、法令に基づく場合を除き、利用目的以外に使用することはありません。

#### 【提出書類一覧】

申請の際に必要な提出書類は次のとおりです。審査に遅れをきたすことのないよう、提出漏れ、記載漏れがないかどうか提出前に十分にご確認ください。また、提出の際は以下の順に並べて調製してください。

(1) 登録申請書(様式1)

(2) 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

(2-1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの

(2-2) 登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)又はこれらに準ずるもの

(3) 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

- (3-1) 住民票又はこれらに準ずるもの
- (3-2) 履歴書又はこれらに準ずるもの
- (4) 検査に用いるⅡ. 1. (1)に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類（様式 2）
- (5) 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類（様式任意）
- (6) 検査を行う者が法第 20 条第 5 項第 2 号に該当する者であることを証する書類（様式 3 証明書）
- (7) 申請者が法第 20 条の第 5 項 3 号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類（申請者が船舶関連事業者に支配されているものでないことを証する書面）（様式 4 証明書）
- (7-1) 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社をいう。以下同じ。）でないことを証する書面
  - ・ 構成員名簿（様式 5）
- (7-2) 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていないことを証する書面、及び登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）でないことを証する書面
  - ・ 役員名簿（様式 6）
  - ・ 役員略歴（様式 7）
- (8) 申請者が安全法第 25 条の 47 第 2 項各号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類（様式 8 誓約書）
- (9) その他参考となる事項を記載した書類（必要に応じて提出）

#### <登録申請書>

##### (1) 登録申請書（様式 1）

申請の頭紙となります。下記の内容を記載し、会社等の代表者が申請してください。なお、記載されている住所等が登録簿、官報公示等の元データとなりますので、誤りのないよう正確に記入してください。

- ・ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 検査を行おうとする事業場の住所及び所在地
- ・ 検査を開始しようとする年月日

なお、検査を開始しようとする年月日にかかわらず、安全法第 25 条の 51 第 1 項に定める業務規程の認可を受けなければ、検査事務を開始することはできませんので注意してください。

#### <添付書類補足>

添付書面の先頭ページには、添付書面一覧表（様式任意）を作成し、添付してください。

##### (6) 検査を行う者が法第 20 条第 5 項第 2 号に該当する者であることを証する書類

検査を行う者が知識経験を有する者であることを説明した書面として提出していただきます。会社等の代表者が誓約してください。

##### (7) 申請者が法第 20 条第 5 項 3 号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類（申請者が船舶関連事業者に支配されているものでないことを証する書面）

(7-1) 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社をいう。以下同じ。）でないことを証する書面

###### ・ 構成員名簿（様式 5）

株式会社にあつては株主（発行済株式総数の 3%以上の株式を有する株主に限る）、有限会社にあつては社員（民法上の社員であり従業員ではありません）の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合（株式会社の場合は発行済株式総数に対する割合。有限会社の場合は出資の総額に対する割合。）を様式 5 により記入してください。なお、様式 5 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

(7-2) 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていないことを証する書面、及び登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）でないことを証する書面

###### ・ 役員名簿（様式 6）

申請者が法人である場合は、常勤、非常勤を問わず役員全てを名簿として掲げてください。役員には、監査役あるいは監事を含みます。なお、様式 6 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

###### ・ 役員略歴（様式 7）

「役員名簿」で掲げた役員全てについて、様式 7 による略歴書をお願いします。なお、様式 7 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。いずれの場合も、役員本人の捺印を忘れないようにお願いします。

#### IV. 船級協会になってから

登録されてから、行うべき法定の申請・届出等は次のとおりです。提出先、提出部数等は、「Ⅸ. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

##### 1. 業務規程の認可（安全法第 25 条の 51 第 1 項、安全法施行規則第 47 条の 6）

船級協会は、検査の開始前に、検査業務の実施に関する規程（業務規程）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。規定を変更するときも同様です。新規の場合には業務規程認可申請書（様式 9）、変更の場合には業務規程変更認可申請書（様式 10）に業務規程を添えて、国土交通大臣に対して、認可の申請を行ってください。

なお、業務規程の認可を受けずに検査業務を行った場合には、登録を取り消されることがありますので十分に注意してください。

業務規程に定める事項については、次のように定められています。これらが、適切と判断された場合に、業務規程を認可します。

#### 一 検査の申請に関する事項

- ・検査の申請のための申請書類、申請書受付方法等を規定します

#### 二 検査業務の実施方法に関する事項

- ・検査業務の実施方法について規定します。

#### 三 検査合格証明書の交付及び再交付並びに証印に関する事項

- ・各証明書の交付方法、証印の取扱い方法等を規定します。

#### 四 専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

次について規定します。

- ・検査の品質に対する方針
- ・組織
- ・経営者による見直し
- ・検査の品質の管理体制
- ・文書管理
- ・検査に用いる設備
- ・是正処置及び予防処置
- ・検査の品質に関する記録
- ・国土交通大臣その他関係機関への申請等
- ・内部監査
- ・教育訓練

#### 五 検査員の選任に関する事項

- ・検査員の選任方法、条件等を規定します。

#### 六 検査に関する料金及び旅費に関する事項

- ・手数料及び旅費の算定方法を実費を勘案し設定してください。

#### 七 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

- ・検査業務によって得られた情報の取扱を規定します（原則として、第 3 者に対して洩らす又は利用しない旨の記述が無い場合には認可しません。）。

#### 八 検査業務に関する公正の確保に関する事項



- ・ 検査業務に関する倫理規程を規定します。

#### 九 その他検査業務の実施に関し必要な事項

- ・ 一～八以外に必要な事項があれば記載してください。

#### 2. 事業場の所在地等の変更の届出（安全法第 25 条の 50）

船級協会は、検査を実施する事業場の所在地を変更しようとするときは、事業場変更届出書（様式 11）により、変更しようとする日の 2 週間前までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

なお、登録申請内容のうち、下記の内容に変更があった場合（事業場の所在地の変更を除く）には、登録内容変更届出書（様式 12）により届出を行ってください。

- ・ 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業場の名称

### V. 命令、指定の取消し等

#### 1. 登録基準適合命令

国土交通大臣は、船級協会が登録の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その船級協会に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

#### 2. 検査業務実施命令、検査業務改善命令

国土交通大臣は、船級協会が検査業務を実施することを求められたにもかかわらず正当な理由なくこれを実施しない場合や、その方法が適当でないと認めるときは、その船級協会に対し、検査業務を実施すべきこと又は検査の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

#### 3. 業務規程変更命令

国土交通大臣は、業務規程が検査業務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができます。

#### 4. 登録の取消し

国土交通大臣は、船級協会が次の何れかに該当するに至ったときは登録を取り消さなければならぬことになっています。

- ・ 船級協会が、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者に至ったとき

- ・ 船級協会が、法人であって、その業務を行う役員のうち前記に該当する者があるに至ったとき

#### 5. 登録取消命令、検査業務停止命令

国土交通大臣は、船級協会が次の何れかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ・ 検査業務を実施する事業場の所在地を、変更しようとする日の 2 週間前までに、国土交通大臣に届け出せずに変更したとき
- ・ 業務規程に関し、国土交通大臣の認可を受けずに検査業務を開始したとき（変更も同様）
- ・ 毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成していない、又は 5 年間事務所に備えていないとき
- ・ 帳簿を備えていない、又は国土交通省令で定める事項を記載していない、又は 5 年間保存していないとき
- ・ 国土交通大臣の許可を受けず、検査業務の全部又は一部を休廃止したとき
- ・ 業務規程によらないで検査を実施したとき
- ・ 正当な理由がないのに財務諸表等の請求を拒んだとき
- ・ 登録基準適合命令、検査業務実施命令、検査業務改善命令、業務規程変更命令に違反したとき
- ・ 不正の手段により登録を受けたとき

## VI. 報告及び検査

国土交通大臣は、法の施行に必要な限度において、船級協会に対し、その検査業務に関し報告を求め、又はその職員に、船級協会の事務所その他の事業場に立ち入り、船級協会の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることになっています。

## VII. 登録の更新

登録は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。更新を希望する場合には、審査期間（1 ヶ月を目途）を考慮のうえ、更新の手続きを行ってください。

登録の更新は、登録更新申請書（様式 13）に新規登録における＜提出書類一覧＞にある添付書類等を添え、新規の登録の手続きに準拠して申請を行ってください。

なお、業務規程については改めて認可を受ける必要はありません。ただし、業務規程の内容に変更がある場合には随時、業務規程の変更認可の手続きを行ってください。

## VIII. 官報公示

次の場合には、その旨が官報に公示されます。

- ・ 登録をしたとき
- ・ 事業場所在地の変更届出があったとき

- ・ 検査業務の休廃止の許可をしたとき
- ・ 国土交通大臣が検査の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき
- ・ 国土交通大臣が自ら行っていた検査の全部若しくは一部を行わないこととするとき
- ・ 登録を取り消し、検査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

#### IX. 申請書等の提出にあたって

##### 1. 提出方法

申請書等は、郵送又は民間事業者による信書便により提出してください。受付は、国土交通省に申請書等が到着した時点になります。なお、提出書類は返却しません。

##### 2. 提出部数

申請書等は正本1部、副本1部を作成し、下記3の提出先へ提出してください。

##### 3. 書類の提出先及び問い合わせ先

各申請書等の書類は、一括して下記へ送付してください。

国土交通省海事局検査測度課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

船級協会等担当 宛

TEL 03-5253-8111（代表） 内線44125

#### X. 様式集

様式1（登録申請書）

様式2（機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類）

様式3（証明書）

様式4（証明書）

様式5（構成員名簿）

様式6（役員名簿）

様式7（役員略歴）

様式8（誓約書）

様式9（業務規程認可申請書）

様式10（業務規程変更認可申請書）

様式11（事業場変更届出書）

様式12（登録内容変更届出書）

様式13（登録更新申請書）

注 1) 申請書等の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

注 2) 各申請等において、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式 1 (登録申請書)

登録検定機関登録申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

検査について国土交通大臣の登録を受けたいため、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 検査を行おうとする事業場の名称及び所在地

名称	住所

2. 検査を開始しようとする年月日

平成 年 月 日

備考

「検査を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、検査を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。

様式2（機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類）

機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

機械器具名	器具を使用する検査例の概要等	検査例の根拠条項	器具の所在場所・所有又は借入れの別

様式 3 (証明書)

証明書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

検査を行う者が、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 20 条  
第 5 項第 2 号に該当する者であることを証明します。

様式 4 (証明書)

証明書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏名 印

申請者及び申請者の役員が、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律  
第 20 条第 5 項第 3 号のいずれにも該当しない者であることを証明します。



様式5（構成員名簿）

構成員名簿

（平成 年 月 日現在）

氏名又は名称	構成割合（％）

備考

株式会社の場合は、発行済株式総数の百分の三以上の株式を有する株主のみでよい。

様式6 (役員名簿)

役員名簿

(平成 年 月 日現在)

氏名	役職

様式7 (役員略歴)

役員略歴

(平成 年 月 日現在)

氏名		役職名	
生年月日		最終学歴	
現住所			
職歴			
賞罰			
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名 印</p>			

様式 8 (誓約書)

誓約書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

申請者及び申請者の役員が、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 20 条第 5 項第 3 号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式 9 (業務規程認可申請書)

業 務 規 程 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 20 条第 7 項において準用する船舶安全法第 25 条の 51 第 1 項の規定に基づき、検査業務規程の認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

様式 10 (業務規程変更認可申請書)

業 務 規 程 変 更 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 20 条第 7 項において準用する船舶安全法第 25 条の 51 第 1 項の規定に基づき、検査業務規程の変更認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

様式 1 1 (事業場変更届出書)

事業場変更届出書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏名 印

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 2 0 条第 7 項において準用する船舶安全法第 2 5 条の 5 0 の規定に基づき、検査を実施する事業場の所在地を変更するので、次のとおり届出します。

変更前	変更後	変更予定日

様式 12 (登録内容変更届出書)

登録内容変更届出書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

船級協会登録申請の内容に変更がありましたので、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第7項において準用する船舶安全法第25条の50の規定に基づき、次のとおり届出します。

変更前	変更後	変更予定日



様式 13 (登録更新申請書)

登録検定機関登録更新申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名 印

検査について国土交通大臣の登録の更新を受けたいため、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第7項において準用する船舶安全法第25条の48第2項において準用する同法第25条の46の規定により、次のとおり申請します。

1. 最初に登録を受けた年月日

平成 年 月 日

2. 検査を行おうとする事業場の名称及び所在地

名称	住所

備考

「検査を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、検査を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。